

復 興 整 備 計 画
（第 1 1 回変更）

気仙沼市・宮城県

平成26年 1月10日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

気仙沼市の全域

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

東日本大震災レベルの災害に対応した防災・減災のまちづくりを基本とし、以下の目標を定める。

- ① 災害に強い市民の生命及び財産を守る安全な住宅地の形成
- ② 水産業や農業等の高度化による、地域の強みを活かした産業の更なる振興
- ③ 少子高齢社会に対応するとともに、三陸沿岸道路等の広域幹線軸を活かした、持続可能な生活圏の形成
- ④ 市固有の自然や歴史資源を守り、活かした地域の再生

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

津波被害を受けた市街地では、再度のレベル2津波（千年に1回程度の発生確率の最大級の津波）発生時における人命の安全性を確保するため、居住系建築物について、内陸市街地や盛土嵩上げゾーンへの集団移転を促進するとともに、商工業系建築物について、安全性に配慮したうえで現位置での再建、高度化を図る。

漁業集落では、海岸防潮堤により、レベル1津波（数十年から百数十年に1回程度の発生確率の津波）に対応するとともに、レベル2津波への対応として、農業系用地や林業系用地との調整を図りつつ、居住系建築物の内陸市街地や高台への移転を推進する。移転に伴う跡地については、漁業、観光業等の復興を図るための環境整備を行うとともに、周辺農地との一体的な利用が可能な地区については、農地としての整備に努め、農業の振興を図る。

内陸部では、農業系用地や林業系用地との調整を図りつつ、防災集団移転や災害公営住宅等の住宅用地として造成を行うことにより、住環境の整備とともに、既存農地の活用、森林の多面的機能の確保を図る。

沿岸部で津波被害を受けた農地については、農地として復旧することを基本とするうえ、ほ場整備による農地の大区画化を行い、効率的な土地利用と営農方式を導入することで、地域農業の再構築を行う。

津波浸水リスクの低い内陸部の農地については、本市農業の基幹である施設園芸・畜産の拡大を図るため、農業用施設等の整備を行うとともに、6次産業化をはじめとしたアグリビジネス推進に向けた直売施設、加工施設等の整備、生産組織の育成を行う。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ① 商業系エリア
 - ・気仙沼地域、鹿折地域における商業系エリアでは、防潮堤の復旧、避難路の整備、津波避難ビルの整備などにより、レベル2津波発生時における人命の安全性を確保しつつ、原則として、商業の集積による賑わいの形成を図る。
- ② 産業系エリア
 - 沿岸部産業系エリア
 - ・気仙沼地域、鹿折地域、松岩・面瀬地域における沿岸部産業系エリアでは、水産業を集積するとともに、敷地の大規模化と配置転換の誘導、都市基盤施設の整備を行い、水産業の高度化を図る。
 - 内陸部産業系エリア
 - ・三陸沿岸道路の整備等にあわせて、三陸沿岸道路と国道等の交通結節点へ、産業・流通業の立地誘導を図る。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

③ 住居系エリア

■沿岸市街地住居系エリア

- ・気仙沼地域、鹿折地域等の市街地における住居系エリアでは、原則として、土地区画整理事業等の嵩上げを伴う基盤整備事業の実施や、居住制限により、安全な住宅地の形成を図る。
- ・レベル2津波に対する安全性の確保が困難な既存の住宅地については、地元住民の意向を踏まえて、高台や内陸部への集団移転を促進することにより、新たな住宅地の形成を図る。

■漁業集落住居系エリア

- ・漁業集落部内の住居については、地元住民の意向を踏まえて、高所・高台の既存集落、その周辺の低未利用地、山林などへの集団移転を促進することにより、新たな居住地の整備を図る。
- ・大沢地区（d-1地区）、舞根2地区（d-2地区）、階上長磯浜地区（d-3地区）、登米沢地区（d-4地区）、小泉町地区（d-5地区）、只越地区（d-6地区）、小鯖地区（d-7地区）、舞根1地区（d-8地区）、梶ヶ浦地区（d-9地区）、小々汐地区（d-10地区）、大浦地区（d-11地区）、浪板二区地区（d-12地区）、波路上内田（d-13地区）、波路上杉の下（d-14地区）、赤岩小田地区（d-15地区）、赤岩石兜地区（d-16地区）、松崎前浜地区（d-17地区）、松崎浦田地区（d-18地区）、最知川原地区（d-19地区）、大谷向山地区（d-20地区）、本吉津谷地区（d-21地区）、小泉東地区（d-22地区）、小泉浜地区（d-23地区）、鮎立地区（d-24地区）、宿地区（d-25地区）、田尻地区（d-26地区）、浪板一忍沢地区（d-27地区）、浪板一区地区（d-28地区）、笹が陣地区（d-29地区）、松崎丸森地区（d-30地区）、面瀬地区（d-31地区）、最知川原第2地区（d-32地区）、大谷地区（d-33地区）、大谷滝根地区（d-34地区）、津谷大沢地区（d-35地区）、気仙沼地区（d-36地区）、大谷第2地区（d-37地区）、浦の浜地区（d-38地区）など、津波被害が著しい地区については、建築基準法第39条による災害危険区域の指定、特定用途制限地域の指定などにより住宅用途の立地制限を行い、津波被害のおそれのない高台の既存集落周辺や幹線道路の沿道における住宅の再建、整備を促進する。

④ 緑地エリア

- ・気仙沼地域、鹿折地域、松岩・面瀬地域における防災上都市的土地利用が望ましくない区域や、当面、都市的土地利用の見込みがない区域については、津波や洪水による浸水被害への緩衝帯や、海辺の魅力を活かしたスポーツ・レクリエーション施設用地等としての活用を検討する。

⑤ 農地系エリア

■沿岸部農地系エリア

- ・沿岸部で津波被害を受けた農地（田畑約648ha）のうち、最知（34.7ha）、大谷（42.8ha）の2地区（合計77.5ha）では、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業）等の活用により、県と連携し、単なる原形復旧だけではなく、ほ場の整備による農地の集約化・大区画化を行い、効率的な土地利用と営農方式を導入する。その他の被災農地43箇所（約570ha）についても、災害復旧事業により、農地として復旧することを基本とする。
- ・階上地域においては、津波被害を受けた宮城県気仙沼向洋高等学校の移転復旧を行い、地域の水産業及び関連産業を担う人材の育成環境の充実を図る。

■内陸部農地系エリア

- ・津波浸水リスクの低い内陸部の農地である、階上地区（10.86ha）では施設園芸、本吉地区（51ha）では畜産の拡大を図るため、農業用施設等の整備を行うとともに、6次産業化の推進に向けた直売施設、加工施設等の整備を行う。

⑥ 森林エリア

- ・自然環境の保全や、森林整備・木材加工施設整備の推進に配慮し、森林の公益的機能が十分に発揮されるよう努めるとともに、林業の生産性向上を図る。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	A-1地区	事業の名称：鹿折地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：土地区画整理事業 ○平成25年8月14日に都市計画法に基づく変更告示
	A-2地区	事業の名称：南気仙沼地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：土地区画整理事業
	A-3地区	事業の名称：魚町・南町地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：土地区画整理事業 ○平成25年4月8日に都市計画法に基づく決定告示
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	D-1地区	事業名称：防災集団移転促進事業（大沢地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり（1工区～2工区） 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「大沢地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年5月22日に国土交通大臣同意みなし、平成25年8月21日に第1回変更同意
	D-2地区	事業名称：防災集団移転促進事業（舞根2地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「舞根2地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年5月21日に国土交通大臣同意みなし、平成25年3月7日に第1回変更同意

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(4) 集団移転促進事業	D-3地区	事業名称：防災集団移転促進事業（階上長磯浜地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「階上長磯浜地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年5月21日に国土交通大臣同意みなし、平成25年6月24日第1回軽微な変更届
	D-4地区	事業名称：防災集団移転促進事業（登米沢地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「登米沢地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年5月21日に国土交通大臣同意みなし、平成25年6月24日第1回軽微な変更届
	D-5地区	事業名称：防災集団移転促進事業（小泉町地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「小泉町地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年5月21日に国土交通大臣同意みなし、平成25年6月24日第1回軽微な変更届
	D-6地区	事業名称：防災集団移転促進事業（只越地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「只越地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年7月2日に国土交通大臣同意みなし、平成25年8月21日に第1回変更同意

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(4) 集団移転促進事業	D-7地区	事業名称：防災集団移転促進事業（小鯖地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「小鯖地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年7月2日に国土交通大臣同意みなし、平成25年10月11日に第1回変更同意 ○今後、農業振興地域、農用地利用計画、 地域森林計画区域 の変更に関する事項を記載予定
	D-8地区	事業名称：防災集団移転促進事業（舞根1地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「舞根1地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年7月2日に国土交通大臣同意みなし、平成25年8月20日に第1回軽微な変更届
	D-9地区	事業名称：防災集団移転促進事業（梶ヶ浦地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり（1工区・2工区・3工区） 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「梶ヶ浦地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年7月2日に国土交通大臣同意みなし、平成25年8月20日に第1回軽微な変更届
	D-10地区	事業名称：防災集団移転促進事業（小々汐地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「小々汐地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年7月2日に国土交通大臣同意みなし、平成25年8月20日に第1回軽微な変更届 ○ 今後、地域森林計画区域の変更に関する事項を記載予定

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(4) 集団移転促進事業	D-11地区	事業名称：防災集団移転促進事業（大浦地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「大浦地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年7月2日に国土交通大臣同意みなし、平成25年10月22日に第1回軽微な変更届
	D-12地区	事業名称：防災集団移転促進事業（浪板二区地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「浪板二区地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり
	D-13-①地区	事業名称：防災集団移転促進事業（波路上内田地区・内田地区住宅団地） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「波路上内田地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年7月21日に国土交通大臣同意みなし、平成25年6月3日第1回変更同意、平成25年8月20日に第1回軽微な変更届 ○今後、農業振興地域、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定
	D-13-②地区	事業名称：防災集団移転促進事業（波路上内田地区・杉の下地区住宅団地） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「波路上内田地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年7月21日に国土交通大臣同意みなし、平成25年6月3日第1回変更同意、平成25年8月20日に第1回軽微な変更届

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(4) 集団移転促進事業	D-14地区	事業名称：防災集団移転促進事業（波路上杉の下地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「波路上杉の下地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年7月2日に国土交通大臣同意みなし、平成25年8月20日に第1回軽微な変更届 ○今後、農業振興地域、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定
	D-15地区	事業名称：防災集団移転促進事業（赤岩小田地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「赤岩小田地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年9月10日に国土交通大臣同意みなし、平成25年10月11日に第1回変更同意
	D-16地区	事業名称：防災集団移転促進事業（赤岩石兜地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「赤岩石兜地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年9月10日に国土交通大臣同意みなし、平成25年8月20日に第1回軽微な変更届
	D-17地区	事業名称：防災集団移転促進事業（松崎前浜地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「松崎前浜地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年9月10日に国土交通大臣同意みなし、平成25年8月20日に第1回軽微な変更届 ○今後、地域森林計画区域の変更に関する事項を記載予定

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(4) 集団移転促進事業	D-18地区	<p>事業名称：防災集団移転促進事業（松崎浦田地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「松崎浦田地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年9月10日に国土交通大臣同意みなし、平成25年8月20日に第1回 軽微な変更届 ○今後、地域森林計画区域の変更に関する事項を記載予定</p>
	D-19地区	<p>事業名称：防災集団移転促進事業（最知川原地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「最知川原地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年9月10日に国土交通大臣同意みなし、平成25年8月20日に第1回 軽微な変更届</p>
	D-20地区	<p>事業名称：防災集団移転促進事業（大谷向山地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「大谷向山地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年9月10日に国土交通大臣同意みなし、平成25年10月22日に第1回 軽微な変更届</p>
	D-21地区	<p>事業名称：防災集団移転促進事業（本吉津谷地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「本吉津谷地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年9月10日に国土交通大臣同意みなし、平成25年8月20日に第1回 軽微な変更届</p>

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(4) 集団移転促進事業	D-22地区	事業名称：防災集団移転促進事業（小泉東地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「小泉東地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年9月10日に国土交通大臣同意みなし、平成25年8月20日に第1回 軽微な変更届
	D-23地区	事業名称：防災集団移転促進事業（小泉浜地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「小泉浜地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年9月10日に国土交通大臣同意みなし、平成25年8月20日に第1回 軽微な変更届
	D-24地区	事業名称：防災集団移転促進事業（鮎立地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「鮎立地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり
	D-25地区	事業名称：防災集団移転促進事業（宿地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「宿地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり ○今後、農業振興地域、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ○今後、地域森林計画区域の変更に関する事項を記載予定

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(4) 集団移転促進事業	D-26地区	事業名称：防災集団移転促進事業（田尻地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「田尻地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり
	D-27地区	事業名称：防災集団移転促進事業（浪板一忍沢地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「浪板一忍沢地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり
	D-28地区	事業名称：防災集団移転促進事業（浪板一区地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「浪板一区地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり
	D-29地区	事業名称：防災集団移転促進事業（笹が陣地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「笹が陣地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり
	D-30地区	事業名称：防災集団移転促進事業（松崎丸森地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「松崎丸森地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年11月19日に国土交通大臣同意みなし、平成25年10月22日に第1回軽微な変更届 ○今後、農業振興地域、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(4) 集団移転促進事業	D-31地区	事業名称：防災集団移転促進事業（面瀬地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「面瀬地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり ○今後、農業振興地域、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定
	D-32地区	事業名称：防災集団移転促進事業（最知川原第2地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「最知川原第2地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり ○今後、農業振興地域、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定
	D-33地区	事業名称：防災集団移転促進事業（大谷地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「大谷地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり ○今後、農業振興地域、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ○今後、地域森林計画区域の変更に関する事項を記載予定
	D-34地区	事業名称：防災集団移転促進事業（大谷滝根地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「大谷滝根地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり ○今後、農業振興地域、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定
	D-35地区	事業名称：防災集団移転促進事業（津谷大沢地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「津谷大沢地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり ○今後、農業振興地域、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(4) 集団移転促進事業	D-36-① 地区	事業名称：防災集団移転促進事業（気仙沼地区・鹿折北地区住宅団地） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「気仙沼地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年11月20日に国土交通大臣同意みなし、平成25年6月24日第1回軽微な変更届
	D-36-② 地区	事業名称：防災集団移転促進事業（気仙沼地区・南気仙沼地区住宅団地） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「気仙沼地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年11月20日に国土交通大臣同意みなし、平成25年6月24日第1回軽微な変更届
	D-36-③ 地区	事業名称：防災集団移転促進事業（気仙沼地区・九条地区住宅団地） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「気仙沼地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年11月20日に国土交通大臣同意みなし、平成25年6月24日第1回軽微な変更届
	D-36-④ 地区	事業名称：防災集団移転促進事業（気仙沼地区・赤岩杉ノ沢地区住宅団地） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「気仙沼地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年11月20日に国土交通大臣同意みなし、平成25年6月24日第1回軽微な変更届

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(4) 集団移転促進事業	D-36-⑤ 地区	<p>事業名称：防災集団移転促進事業（気仙沼地区・赤岩牧沢地区住宅団地） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「気仙沼地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年11月20日に国土交通大臣同意みなし、平成25年6月24日第1回軽微な変更届</p>
	D-36-⑥ 地区	<p>事業名称：防災集団移転促進事業（気仙沼地区・面瀬地区住宅団地） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「気仙沼地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年11月20日に国土交通大臣同意みなし、平成25年6月24日第1回軽微な変更届 ○今後、農業振興地域、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定</p>
	D-36-⑦ 地区	<p>事業名称：防災集団移転促進事業（気仙沼地区・松岩南地区住宅団地） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「気仙沼地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年11月20日に国土交通大臣同意みなし、平成25年6月24日第1回軽微な変更届</p>
	D-36-⑧ 地区	<p>事業名称：防災集団移転促進事業（気仙沼地区・所沢地区住宅団地） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「気仙沼地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり 集団移転促進事業計画については、平成24年11月20日に国土交通大臣同意みなし、平成25年6月24日第1回軽微な変更届 ○今後、農業振興地域、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ○今後、地域森林計画区域の変更に関する事項を記載予定</p>

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(4) 集団移転促進事業	D-36-⑨ 地区	事業名称：防災集団移転促進事業（気仙沼地区・九条四反田地区住宅団地） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「気仙沼地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり
	D-36-⑩ 地区	事業名称：防災集団移転促進事業（気仙沼地区・松岩北地区住宅団地） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「気仙沼地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり
	D-37-① 地区	事業名称：防災集団移転促進事業（大谷第2地区・長根地区住宅団地） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「大谷第2地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり ○今後、農業振興地域、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定
	D-37-② 地区	事業名称：防災集団移転促進事業（大谷第2地区・大谷南地区住宅団地） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「大谷第2地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり
	D-37-② 地区	事業名称：防災集団移転促進事業（大谷第2地区・大谷南地区住宅団地） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「大谷第2地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり
	D-37-③ 地区	事業名称：防災集団移転促進事業（大谷第2地区・日門①地区住宅団地） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「大谷第2地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(4) 集団移転促進事業	D-37-④ 地区	事業名称：防災集団移転促進事業（大谷第2地区・日門②地区住宅団地） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「大谷第2地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり
	D-37-⑤ 地区	事業名称：防災集団移転促進事業（大谷第2地区・前浜地区住宅団地） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「大谷第2地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり
	D-38 地区	事業名称：防災集団移転促進事業（浦の浜地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 集団移転促進事業に関する事項：別添（別記様式）「浦の浜地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	F-1道路	事業の名称：片浜鹿折線都市計画道路事業 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：都市計画道路事業
	F-2道路	事業の名称：鹿折駅浜線都市計画道路事業 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：都市計画道路事業 ○平成25年8月14日に都市計画法に基づく変更告示

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(6)都市施設の整備に関する事業	F-3道路	事業の名称：魚市場中谷地線都市計画道路事業 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：都市計画道路事業
	F-4道路	事業の名称：本町宮口下線都市計画道路事業 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：都市計画道路事業
	F-5地区	事業の名称：赤岩港地区水産加工団地津波復興拠点整備事業 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 種類：津波復興拠点整備事業（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）
	F-6道路	事業の名称：朝日町赤岩港線都市計画道路事業 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：都市計画道路事業
	F-7道路	事業の名称：浜港線都市計画道路事業 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：都市計画道路事業 ○平成25年1月16日に都市計画法に基づく決定告示 ○平成25年8月14日に都市計画法に基づく変更告示
	F-8道路	事業の名称：南気仙沼駅前通線都市計画道路事業 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：都市計画道路事業 平成25年8月14日に都市計画法に基づく変更告示

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(6)都市施設の整備に関する事業	F-9施設	<p>事業の名称：宮城県気仙沼向洋高等学校改築事業</p> <p>実施主体：宮城県</p> <p>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成25年度～平成29年度</p> <p>○今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定</p>
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	M-1地区	<p>事業名称：災害公営住宅整備事業（大沢地区） 唐桑町大沢</p> <p>実施主体：気仙沼市</p> <p>実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～平成²⁶/₂₇年度</p>
	M-2地区	<p>事業名称：災害公営住宅整備事業（小鯖地区）</p> <p>実施主体：気仙沼市</p> <p>実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～平成26年度</p> <p>○今後、農業振興地域、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定</p>
	M-3地区	<p>事業名称：災害公営住宅整備事業（鯖立地区）</p> <p>実施主体：気仙沼市</p> <p>実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～平成27年度</p>
	M-4地区	<p>事業名称：災害公営住宅整備事業（宿(明戸)地区） 宿</p> <p>実施主体：気仙沼市</p> <p>実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり</p> <p>実施予定期間：平成24年度～平成26年度</p> <p>○今後、地域森林計画区域の変更に関する事項を記載予定</p> <p>○今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定</p>

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(13)その他施設の整備に関する事業	M-5地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（大島地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成 ²⁶ / ₂₇ 年度
	M-6地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（牧沢地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	M-7地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（面瀬地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 ○今後、農業振興地域、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定
	M-8地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（階上地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
	M-9地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（大谷地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 ○今後、農業振興地域、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定
	M-10地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（津谷街地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(13)その他施設の整備に関する事業	M-11地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（ <u>小泉</u> 地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成 ²⁶ / ₂₇ 年度
	M-12地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（津谷下町地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度
	M-13地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（只越地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
	M-14地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（大浦地区） 実施主体：気仙沼市 実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
	<u>M-15地区</u>	<u>事業名称：災害公営住宅整備事業（山谷地区）</u> <u>実施主体：気仙沼市</u> <u>実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり</u> <u>実施予定期間：平成25年度～平成27年度</u> <u>○今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定</u>
	<u>M-16地区</u>	<u>事業名称：災害公営住宅整備事業（長磯下原地区）</u> <u>実施主体：気仙沼市</u> <u>実施区域：別添復興整備事業総括図のとおり</u> <u>実施予定期間：平成25年度～平成26年度</u>

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）

平成24年度から平成²⁹/₂₇年度まで

6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整理番号	事業区分	図面番号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	市街地開発事業	A-1地区	・都市計画（被災市街地復興土地区画整理事業）[気仙沼市決定]	決定	41.8ha		
			・都市計画（土地区画整理事業）[気仙沼市決定]	変更（廃止）		42.7ha	※廃止する土地区画整理事業 ・鹿折土地区画整理
			・都市計画（道路）[宮城県決定]	変更（廃止）		940m	※廃止する都市計画道路（2路線） 3・4・2鹿折駅浜線 3・6・17蔵底浪板線
			・都市計画（公園）[気仙沼市決定]	変更（廃止）		0.9ha	※廃止する都市計画公園（3箇所） 2・2・3鹿折公園 2・2・4みなと公園 2・2・5みなと東公園
		A-2地区	・都市計画（被災市街地復興土地区画整理事業）[気仙沼市決定]	決定	32.5ha		
			・都市計画（区画整理）[気仙沼市決定]	変更（廃止）		76.7ha	※廃止する土地区画整理事業 ・内ノ脇土地区画整理
			・都市計画（公園）[気仙沼市決定]	変更（廃止）		0.5ha	※廃止する都市計画公園（2箇所） 2・2・2幸町公園 2・2・12大川公園
2	都市施設の整備に関する事業	F-1道路	・都市計画（道路）[宮城県決定]	変更	1,420m		※変更する都市計画道路 3・4・4片浜鹿折線
		F-2道路	・都市計画（道路）[気仙沼市決定]	決定	640m		※決定する都市計画道路 3・4・2鹿折駅浜線
		F-3道路	・都市計画（道路）[気仙沼市決定]	変更		760m	※変更する都市計画道路（2路線） 3・4・3河原田南気仙沼線 3・4・7魚市場中谷地線

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）								
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考	
2	都市施設の整備に関する事業	F-4道路	・都市計画（道路）[気仙沼市決定]	変更	1,380m		※変更する都市計画道路 3・5.10本町宮口下線	
		F-5地区	・一団地の津波防災拠点市街地形成施設[気仙沼市決定]	決定	20.2ha			
		F-6道路	・都市計画（道路）[気仙沼市決定]	変更		920m	※変更する都市計画道路 3・4・5川口町松崎高谷線	
3	集団移転促進事業	D-1地区	・地域森林計画区域	変更		1.6ha		
			・土地利用基本計画の森林地域	変更		1.6ha		
		D-2地区	・地域森林計画区域	変更		3.9ha		
			・土地利用基本計画の森林地域	変更		3.9ha		
		D-5地区	・地域森林計画区域	変更		6.9ha		
			・土地利用基本計画の森林地域	変更		6.9ha		
		D-8地区	・地域森林計画区域	変更		2.6ha		
			・土地利用基本計画の森林地域	変更		2.6ha		
D-11地区	・地域森林計画区域	変更		1.4ha	1.9ha(M-14と隣接)			
	・土地利用基本計画の森林地域	変更		1.4ha	1.9ha(M-14と隣接)			
4	その他施設の整備に関する事業	M-6地区	・地域森林計画区域	変更		8.5ha		
			・土地利用基本計画の森林地域	変更		8.5ha		
		M-11地区	・地域森林計画区域	変更		0.7ha		
			・土地利用基本計画の森林地域	変更		0.7ha		
		M-14地区	・地域森林計画区域	変更		0.5ha	1.9ha(D-11と隣接)	
			・土地利用基本計画の森林地域	変更		0.5ha	1.9ha(D-11と隣接)	

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法（大臣許可）	都市計画法			農地法（知事許可）	農振法	森林法	自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条 第1項の農地転用許 可	第29条第1項 ・第2項の開 発許可	第43条第1項 の建築許可	第59条第1項から第 4項までの都市計画 事業の認可等	第4条第1項・第5条第1 項の農地転用許可	第15条の2の 開発許可	第10条の2第 1項の開発許 可	第34条第1項・ 第2項の許可	第20条第3項の許 可・第33条第1項 の届出	法第39条第1項 の許可
1	市街地開発事業	A-1地区	○									
2	市街地開発事業	A-2地区	○									
3	市街地開発事業	A-3地区										
4	集団移転促進事業	D-1地区	○ ○(1工区)	○								
5	集団移転促進事業	D-2地区		○								
6	集団移転促進事業	D-3地区	○ ○	○								
7	集団移転促進事業	D-4地区	○ ○									
8	集団移転促進事業	D-5地区	○ ○	○								
9	集団移転促進事業	D-6地区	○ ○	○								
10	集団移転促進事業	D-7地区	○	○								
11	集団移転促進事業	D-8地区		○								
12	集団移転促進事業	D-9地区	○ ○(1・2工区)	○								
13	集団移転促進事業	D-10地区	○ ○	○								

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法（大臣許可）	都市計画法			農地法（知事許可）	農振法	森林法	自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条 第1項の農地転用許 可	第29条第1項 ・第2項の開 発許可	第43条第1項 の建築許可	第59条第1項から第 4項までの都市計画 事業の認可等	第4条第1項・第5条第1 項の農地転用許可	第15条の2の 開発許可	第10条の2第 1項の開発許 可	第34条第1項・ 第2項の許可	第20条第3項の許 可・第33条第1項 の届出	法第39条第1項 の許可
14	集団移転促進 事業	D-11 地区	○	○								
			○									
15	集団移転促進 事業	D-12 地区	○									
16	集団移転促進 事業	D-13-① 地区	○	○								
			○									
17	集団移転促進 事業	D-13-② 地区	○									
18	集団移転促進 事業	D-14 地区	○									
			○									
19	集団移転促進 事業	D-15 地区	○									
			○									
20	集団移転促進 事業	D-16 地区										
21	集団移転促進 事業	D-17 地区	○									
			○(北工区)									
22	集団移転促進 事業	D-18 地区										
23	集団移転促進 事業	D-19 地区	○	○								
			○									
24	集団移転促進 事業	D-20 地区	○						○			
			○									
25	集団移転促進 事業	D-21 地区	○									
			○									
26	集団移転促進 事業	D-22 地区	○									
			○									

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法（大臣許可）	都市計画法			農地法（知事許可）	農振法	森林法	自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条 第1項の農地転用許 可	第29条第1項 ・第2項の開 発許可	第43条第1項 の建築許可	第59条第1項から第 4項までの都市計画 事業の認可等	第4条第1項・第5条第1 項の農地転用許可	第15条の2の 開発許可	第10条の2第 1項の開発許 可	第34条第1項・ 第2項の許可	第20条第3項の許 可・第33条第1項 の届出	法第39条第1項 の許可
27	集団移転促進 事業	D-23 地区	○							○		
28	集団移転促進 事業	D-24 地区	○ ○									
29	集団移転促進 事業	D-25 地区	○ ○									
30	集団移転促進 事業	D-26 地区	○									
31	集団移転促進 事業	D-27 地区	○ ○									
32	集団移転促進 事業	D-28 地区	○ ○									
33	集団移転促進 事業	D-29 地区	○									
34	集団移転促進 事業	D-30 地区	○									
35	集団移転促進 事業	D-31 地区	○ ○									
36	集団移転促進 事業	D-32 地区	○									
37	集団移転促進 事業	D-33 地区	○									
38	集団移転促進 事業	D-34 地区	○									

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法（大臣許可）	都市計画法			農地法（知事許可）	農振法	森林法	自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条 第1項の農地転用許 可	第29条第1項 ・第2項の開 発許可	第43条第1項 の建築許可	第59条第1項から第 4項までの都市計画 事業の認可等	第4条第1項・第5条第1 項の農地転用許可	第15条の2の 開発許可	第10条の2第 1項の開発許 可	第34条第1項・ 第2項の許可	第20条第3項の許 可・第33条第1項 の届出	法第39条第1項 の許可
39	集団移転促進 事業	D-35 地区	○									
40	集団移転促進 事業	D-36-① 地区	○ ○									
41	集団移転促進 事業	D-36-② 地区										
42	集団移転促進 事業	D-36-③ 地区	○ ○									
43	集団移転促進 事業	D-36-④ 地区	○ ○									
44	集団移転促進 事業	D-36-⑤ 地区										
45	集団移転促進 事業	D-36-⑥ 地区	○ ○									
46	集団移転促進 事業	D-36-⑦ 地区	○									
47	集団移転促進 事業	D-36-⑧ 地区	○									
48	集団移転促進 事業	D-36-⑨ 地区	○									
49	集団移転促進 事業	D-36-⑩ 地区	○									
50	集団移転促進 事業	D-37-① 地区	○									
51	集団移転促進 事業	D-37-② 地区	○									

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法（大臣許可）	都市計画法			農地法（知事許可）	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
52	集団移転促進事業	D-37-③地区	○										
53	集団移転促進事業	D-37-④地区	○										
54	集団移転促進事業	D-37-⑤地区	○										
55	集団移転促進事業	D-38地区	○										
56	都市施設の整備に関する事業	F-1道路											
57	都市施設の整備に関する事業	F-2道路											
58	都市施設の整備に関する事業	F-3道路											
59	都市施設の整備に関する事業	F-4道路											
60	都市施設の整備に関する事業	F-5地区											
61	都市施設の整備に関する事業	F-6道路											
62	都市施設の整備に関する事業	F-7道路											
63	都市施設の整備に関する事業	F-8道路											
64	都市施設の整備に関する事業	F-9施設	○										

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法（大臣許可）	都市計画法			農地法（知事許可）	農振法	森林法	自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条 第1項の農地転用許 可	第29条第1項 ・第2項の開 発許可	第43条第1項 の建築許可	第59条第1項から第 4項までの都市計画 事業の認可等	第4条第1項・第5条第1 項の農地転用許可	第15条の2の 開発許可	第10条の2第 1項の開発許 可	第34条第1項・ 第2項の許可	第20条第3項の許 可・第33条第1項 の届出	法第39条第1項 の許可
<u>65</u> 64	災害公営住宅 事業	M-1地区		○								
<u>66</u> 65	災害公営住宅 事業	M-2地区	○	○								
<u>67</u> 66	災害公営住宅 事業	M-3地区	○ ○									
<u>68</u> 67	災害公営住宅 事業	M-4地区	○									
<u>69</u> 68	災害公営住宅 事業	M-5地区	○ ○									
<u>70</u> 69	災害公営住宅 事業	M-6地区		○								
<u>71</u> 70	災害公営住宅 事業	M-7地区	○ ○									
<u>72</u> 71	災害公営住宅 事業	M-8地区	○ ○	○								
<u>73</u> 72	災害公営住宅 事業	M-9地区	○									
<u>74</u> 73	災害公営住宅 事業	M-10 地区	○									
<u>75</u> 74	災害公営住宅 事業	M-11 地区		○								
<u>76</u> 75	災害公営住宅 事業	M-12 地区	○									

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法（大臣許可）	都市計画法			農地法（知事許可）	農振法	森林法	自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条 第1項の農地転用許 可	第29条第1項 ・第2項の開 発許可	第43条第1項 の建築許可	第59条第1項から第 4項までの都市計画 事業の認可等	第4条第1項・第5条第1 項の農地転用許可	第15条の2の 開発許可	第10条の2第 1項の開発許 可	第34条第1項・ 第2項の許可	第20条第3項の許 可・第33条第1項 の届出	法第39条第1項 の許可
<u>77</u> <u>76</u>	災害公営住宅 事業	M-13 地区	○ ○	○								
<u>78</u> <u>77</u>	災害公営住宅 事業	M-14 地区		○								
<u>79</u>	<u>災害公営住宅</u> <u>事業</u>	<u>M-15</u> <u>地区</u>	<u>○</u>									
<u>80</u>	<u>災害公営住宅</u> <u>事業</u>	<u>M-16</u> <u>地区</u>										

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。